

一関地区まちづくり計画

～おもしろいこと、できることをすぐやろう!～



一関地区まちづくり推進協議会

目 次

1	はじめに	1
2	基本構想	
(1)	計画策定の目的	2
(2)	計画策定の背景と経過	2
(3)	地域の現状と課題	2
(4)	地域の未来像	4
(5)	目標年次	4
(6)	課題解決策（事業）の基本方針	5
3	基本計画	
(1)	コミュニティの創造	6
(2)	地域福祉の振興	7
(3)	未来への投資	7
(4)	地域ビジネスへの挑戦	8
(5)	自主活動及び広報活動の拡充	8
(6)	拠点施設の経営	8
(7)	一関地区まちづくり推進協議会の役割	8
4	さらなるステップに向けて	9
5	資料編	
(1)	人口等各種データ	11
(2)	「一関地区まちづくり推進協議会」設立までの経緯	13
(3)	一関地区まちづくり推進協議会規約	15
	一関地区まちづくり推進協議会役員名簿	19
	一関地区まちづくり推進協議会推進員名簿	20

1 はじめに

平成27年2月13日に一関地区地域協働体設立準備会が発足しました。その後、幾多の準備会、地域懇談会、課題検討会などを経て、同年9月28日に設立総会が開催され「一関地区まちづくり推進協議会」が設立となり、一関地区の地域づくりはやっと産声をあげました。

地域づくりのスタートは地域づくりの指針たる地域づくり計画の策定からです。一関地区の地域づくりの第一歩であるこの「一関地区まちづくり計画」は一関地区の民区（自治会）から推薦のあった「まちづくり推進員」の皆さんによる「地域づくり計画策定講座」で議論し、話し合った内容をふまえながら、関係諸機関の助言を加味し策定に至ったものです。

「一関地区まちづくり計画」が一関地区の地域づくりのビジョンとして住民の皆さんに共有され、前向きに課題解決に取り組むことで地域の目標の実現に貢献することを切に願います。

*注 この計画は平成27年の設立時に作成されたものですので、関が丘地区、真柴地区も含まれた一関地区の全体計画となっております。

2 基本構想

(1) 計画策定の目的

地域や行政を取り巻く環境は多様化を極め、今までどおりの行政主体の画一的発想による地域づくりは限界にきています。平成の市町村合併を行い、広い面積を有する一関市においては顕著であり、行政による各地域（地区）ごとの対応は平等性を考慮しなくてはならないため、その対応の順位については、各地域（地区）にとっては不満が生じることも多々あります。

これらの解決には、地域と行政が役割分担をし、パートナーシップを結ぶ地域協働型の地域づくりを行うことで、個別の地域における対応は地域で決めることができ、地域課題の解決と地域の目標の実現を進めることが可能になると考えます。

この「一関地区まちづくり計画」（以下「計画」という）は「一関地区の地域づくりのビジョン」であり、一関地区の住民が主体的に地域課題の解決を図り、地域の目標を実現するための指針となることをその目的としています。

(2) 計画策定の背景と経過

平成27年9月28日に一関、関が丘、三関の各地域を網羅する一関地区の地域協働体「一関地区まちづくり推進協議会」が設立となり、一関地区の地域づくりを担うこととなりましたが、地域づくりを行うにあたり、具体的方策を進めるためには地域づくりのビジョンが必要となります。

そのビジョンを定めるにあたって、当然のことながら一定の総意としての地域内住民の意向や意見を把握する必要がありますが、一関地区内の各民区（自治会）から推薦のあった、まちづくり推進員の皆さんに地域づくり計画策定講座に参加いただき、ワークショップ方式によって理想の地域像や地域課題の抽出などを行うことによって地域住民の意向や意見をとりまとめることとしました。

地域づくり計画策定講座は平成27年10月30日から平成28年1月8日まで計5回にわたり開催されました。ここで出された地域住民の意向や意見に、地域づくりのノウハウを有する「いちのせき市民活動センター」、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的として活動している「一関市社会福祉協議会」、その他関係機関からの専門的見地からの助言を加味し、計画を策定することとしました。

(3) 地域の現状と課題

(ア) 一関地域の現状

一ノ関駅を有し、一関市の玄関口であるとともに、一関市における商業中心地であり、公共機関公共施設も数多く存在し、住宅地も網羅しています。人口規模は約9,000人で、

54歳以下のほぼ全ての年齢層において人口が減少傾向にあり、特に15歳から29歳までの青少年層での減少傾向、75歳以上の高齢者層の増加傾向が顕著で、総人口は減少しています。

(イ) 三関地域の現状

一ノ関駅東方に位置し、住宅地が中心となっていますが、複数の大規模工場も立地し、若干の農地もみられます。人口規模は約3,000人で、44歳以下の年齢層において若干の人口の減少傾向が見られますが、わずかなものになっており、10歳から14歳の若年層では人口の増加傾向がみられます。また、70歳以上の高齢者層においても人口の増加傾向がみられますが。地域内の道路や住宅地整備も進んでいることもあり総人口は増加しています。

(ウ) 一関地区全体の課題

「地域コミュニティの充実」「少子高齢化」といったキーワードにおける課題は比較的共通していますが、地区内に商業中心地、住宅地、工業地、そして農村部も有し、下記に示されていますとおり、一関地区は課題も各地域によって多様です。それゆえ、一関地区全体については、「共通課題」と「地域別課題」を明確にしながら、合意しやすい地域別を実施する仕組みづくりが課題となっています。

① 一関地域の課題

地域商店街のみならず関係機関の懸命の努力にかかわらず、大型郊外店の進出等もあり、商業活動は苦戦の状況にあると言えます。

加えて青少年層人口の減少と住民の高齢化による「活気あるまちの創生」と「地域活動の停滞」が大きな課題となっています。

加えて、一関市の商業中心地であるがゆえに、地域内の勤務による定住者以外の人口の流入も多く、定住者と非定住者で地域の未来像も大きく異なることが予測され、コミュニティの枠組みづくりが課題となっています。

② 三関地域の課題

道路や住宅地整備が進み、生活関連施設も充実しており、人口も増加し世代間のバランスもとれています。比較的恵まれた状況にあると言えますが、単身世帯や核家族の増加による「地域コミュニティの充実」と、特にも水害多発の地域でもあることから、「防災を中心とした安全安心分野の対策」が課題となっています。また、三関地域においては、一ノ関駅を境とした東西自由通路の開通は長年の念願となっています。

(4) 地域の未来像

一関地区全体の未来像

「笑顔あふれ、活気あるまち」

一関地区の未来像は「地域コミュニティ」「公共交通」「地域環境」の充実がテーマとなっています。この3つのテーマの充実を目指し、一関地区住民が共感をもった、地縁だけではない新しいコミュニティを創り上げることによって、今まで以上に笑顔あふれ、活気あるまちの創生を目指します。

(ア) 一関地域の未来像

「楽しく元気なまち」

一関市の玄関口であり、商業の中心地でもある一関地域において、活気あるまちの創生に資する事業を展開することが、未来像達成には不可欠です。また、地域活動の活性化によってまちの魅力（楽しさ）を高める必要があります。

キーワード

- ・商店街が充実したまち
- ・地域活動が活発なまち
- ・民区の枠を越えた活動が活発なまち

(イ) 三関地域の未来像

「笑顔あふれて人と人がつながるまち」

地域コミュニティの充実はコミュニケーションの部分だけでなく、防災を中心とした安全安心の分野においても課題解決の可能性を秘めています。人と人とのネットワークによる地域づくりが重要です。

キーワード

- ・民区の枠を越えた活動が活発なまち
- ・気軽に挨拶できるまち

(5) 目標年次

平成30年度を中期目標年度として、各年度の目標を以下とします。

(ア) 平成28年度

一関市民センターの管理運営（民営化）を見据えながら、一関地区まちづくり推進協議会の体制を固めるとともに、「一関地区まちづくり計画」をもとにした具体的事業計画を策定します。

(イ) 平成29年度

「一関地区まちづくり計画」をもとにした具体的事業を企画展開し、地域課題の解決に努めます。

(ウ) 平成30年以降

必要に応じて「一関地区まちづくり計画」を時代に即したものにするとともに、具体的事業については単年度単位で事業評価を行い、事業の見直し（「拡大」「継続」「縮小」「廃止」の決定）と「廃止」以外の事業について改善を図ります。

(6) 課題解決策（事業）の基本方針

(ア) 地域の課題の発見と解決に努め、目標の地域像の実現を目指します。

(イ) 地域課題の発見と解決方法について、主体的な学習を支援します。

(ウ) 「学びを实践に」をテーマに、できることから始めます。

(エ) 一関市及び関係諸機関と協働して事業を展開します。



3 基本計画

地域づくり計画策定講座における「まちづくり推進員」の皆さんが議論した内容を「コミュニティの創造」と「地域福祉の振興」の2つの項目にまとめ、あらたな観点で「未来への投資」、「地域ビジネスへの挑戦」、「自主活動及び広報活動の拡充」、「拠点施設の経営」「一関地区まちづくり推進協議会の役割」の5つの項目を加え、地域づくり分野や福祉分野、社会教育分野の関係諸機関の助言を加味し、下記の7項目で基本計画を定め、地区全体と各地域での指針が定められている場合には、地区全体の指針は共通とし、各地域の指針は各地域ごととし、課題解決にあたります。

(1) コミュニティの創造

一関地区全体

地域コミュニティの充実という一関地区共通の課題のなかでも、具体的には、「世代間」「住民間」「地域間」の交流（コミュニケーション）と地区内行事や事業に参加し地域をつくりあげていくという意識の希薄さが課題となっています。

<課題解決の指針>

民区間（強いては地域間）を越えてお互いが課題を補える地域行事を創設し、「世代間」「住民間」「地域間」の交流を進めます。

(ア) 一関地域

にぎわいの創造の観点からの地域行事の停滞とともに、地域づくりの人材の確保と地域内のコミュニティの枠組みづくりが課題となっています。また、ゴミ問題を始めとする環境面の保持も課題となっています。

<課題解決の指針>

夏祭りでの子どもみこしや防災訓練など、既存の行事のなかで、民区の枠を越えての協力関係を築き、地域行事の活性化を図るとともに、地域の役員等人材の確保について、地域の人材に負担とならないような体制づくりに努めます。併せて、減少傾向にある既存の住民のコミュニティ強化と、定住者と非定住者のコミュニティの形成に努めながら、双方の観点を生かした事業を展開します。環境面の保持については、モラル面での一定のルールづくりとその浸透に努めます。

(イ) 三関地域

単身世帯と核家族世帯の増加により、住民間及び世代間の交流の欠如が課題となっています。東西自由通路は地域の念願でもあり、災害（特にも水害）の地域での対応も課題となっています。

<課題解決の指針>

民区や団体（老人クラブ、子ども会、PTAなど）の枠を越えて協力関係を築きながら、既存の行事の実施とあらたな交流の場の創設に努めます。また、防災マップ（三関地区及び災害別）の作成を進めるとともに、行政や関係機関への働きかけを行います。東西自由通路についても行政や関係機関への働きかけを行います。

（２） 地域福祉の振興

一関地区全体

少子高齢化が要因となつての課題が福祉の側面のみならず、安全安心の分野など多方面に影響を与えてきています。

<課題解決の指針>

要支援者と共に進める共感共助の支援体制の構築を進めるとともに行政への要望を行い、社会福祉協議会などの福祉関係機関と連携しながら、課題解決を進めます。

（ア）一関地域

高齢者に対するサポートの必要性とともに、地域の活性化を担う若い世代の子育てのサポートも必要となっています。

<課題解決の指針>

高齢者が地域でつながりつづける体制構築や、交通弱者対策を行うとともに、若い世代に対しては、子育てしやすい環境の充実を図ります。

（イ）三関地域

少子高齢化は他地域にくらべ穏やかなものになってはいますが、多方面にわたつての影響が出てきています。

<課題解決の指針>

福祉分野での個別対策による課題解決だけでは限界があることから、福祉分野を生活全般と広くとらえることで課題解決を進めます。

例）防災マップづくりや防災訓練における高齢者の参加対策など

（３） 未来への投資

未来のコミュニティを担う子ども達に健全な教育環境を提供することは、家庭・学校だけでなく地域の大きな役割です。今、私たちが子ども達に何を提供できるでしょうか。地域の未来は子ども達の健全育成にかかっています。

そして、「コミュニティの創造」及び「地域福祉の振興」の章でも示唆されるとおり、

地域づくりに資する人材が将来の課題解決に大きな役割を果たすことは明らかです。地域と学校がコミュニケーションを取りながら、将来の地域づくりに資する人材の育成を図るとともに、子ども達が将来帰ってきたいと思えるふるさとづくりを地域と行政及び関係諸機関と協働して行い、課題解決のための教育事業として「未来への投資」を進めます。

(4) 地域ビジネスへの挑戦

地域づくりにおいては公的側面がクローズアップされていますが、地域ビジネスのチャンスも数多く点在しています。先進地域では、交通弱者対策における交通手段や買い物対策において、公的側面の成果をあげているだけでなく、地域ビジネスとして成功を収めている例もあります。地域ビジネスによる公的側面の成功によって、地域は自信をもつことができます。地域が自信のある地域経営を行うために、「地域ビジネスへの挑戦」を進めます。

(5) 自主活動及び広報活動の拡充

表題にあります「おもしろいこと、できることをすぐやろう！」この言葉は地域づくりの第一歩を端的に表現しています。重要ではあるけれど身の丈を超えた事業を実施する必要はありません。自主的に行える身の丈に合った身近な関心のある事業の迅速な実施と、地縁だけでなく、様々な団体が行う地域づくりの活動の情報共有や「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治精神の向上のための広報活動を支援します。

(6) 拠点施設の経営

地域づくりを展開するには、当然ながらその拠点施設が必要になりますが、幸いにも、一関地区には「一関市民センター」（一関地域）の拠点施設があります。

拠点施設を地域で有効に活用することはもちろんですが、各地域住民の意向によって「一関市民センター」の管理運営を地域が行うこと（拠点施設の指定管理）により、地域の特性を生かしつつ、それぞれ固有の課題を解決と目標とする地域像実現のために、拠点施設での地域づくりの検討を進めます。

(7) 一関地区まちづくり推進協議会の役割

地域づくりは行政だけが行うものでも、住民だけが行うものでもありません。「基本構想」の「計画策定の目的」にも述べましたとおり、地域と行政が役割分担をし、パートナーシップを結びながら地域課題の解決と地域目標の実現を進めるための調整役としての役割を果たします。

4 さらなるステップにむけて

平成27年9月28日の一関地区まちづくり推進協議会の設立以後、各民区からの「まちづくり推進員」の皆さんによる地域課題、地域目標、その指針等についてのワークショップを行い、そのまとめとして「一関地区まちづくり計画」を策定いたしました。

その中で今後の計画指針として

- (1) コミュニティの創造
- (2) 地域福祉の振興
- (3) 未来への投資
- (4) 地域ビジネスへの挑戦
- (5) 自主活動及び広報活動の拡充
- (6) 拠点施設の経営
- (7) 一関地区まちづくり推進協議会の役割

を示すことができました。

今後はこの指針により、具体的な事業とその優先順位、ロードマップ等の検討が必要となります。その中で修正や拡大、縮小等も具体的に検討されることが望まれます。また、変化の速い現代においては、今般示すことができた本計画の「基本構想」「基本計画」ですら見直すことも必要と考えられます。常に修正しながら進んでいくことを忘れてはならないのです。

また、本計画は定住者の視点による計画づくりを行いました。しかし、一関地区には通勤等により多くの人たち—いわば「非定住者」ですが—が一定時間、生業等を行う地区でもありません。この人たちとの共存共栄なくして、一関地区の活性化はありえないとの視点も今後必要と考えます。

加えて、公共施設の整備、産業の振興、諸制度の拡充などについては、市行政とのさらなる協働も必要となり、市民と市行政との結節点をつくることも望まれます。さらに、活動を支える組織や活動拠点の整備も必要であり、市民センターの指定管理化は有力な方法の1つです。

最大の課題は、市民ひとりひとりが新しいコミュニティの構築に向けて主体性を養っていくことにあります。コミュニティはそこにあるものではなく、絶えず創りつづけることなくしては構築できないものです。その意味で「一関地区まちづくり推進協議会」の使命、役割は極めて大きいとの自覚を持ち、新しいコミュニティの構築、計画の実現に向けて精進いたします。

「一関地区まちづくり計画」の副題は「～おもしろいこと、できることをすぐやろう！～」

ですが、地域づくりにかかわる人たちが「おもしろい」と感じないと長続きはしません。単に楽しいだけでなく、成果が生まれ達成感をもつことも「おもしろい」と表現します。また、考えているだけ、協議しているだけでは地域は変わりません。できるだけ早い時期に一関地区住民が実行に移すことが大切です。このことを「できることをすぐやろう！」と表現し、「～おもしろいこと、できることをすぐやろう！～」を計画の副題としてみました。

ワークショップに参加していただいた「まちづくり推進員」の皆さん、講座をコーディネートしていただくとともに地域づくりの専門的見地からご助言いただいた「一関市民活動センター」及び、福祉の観点からご助言いただいた「一関市社会福祉協議会」の両関係機関様に厚く御礼申し上げます、一関地区まちづくり計画策定にあたってのむすびの挨拶とさせていただきます。

一関地区まちづくり推進協議会



5 資 料 編

(1) 人口等各種データ

(ア) 人口推移

① 一関地区

行政区	平成27年3月末				平成24年3月末				増 減			
	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計
一関1区	62	68	72	140	75	76	78	154	▲13	▲8	▲6	▲14
一関2区	86	81	90	171	84	80	90	170	2	1	0	1
一関3区	105	103	108	211	109	113	126	239	▲4	▲10	▲18	▲28
一関4区	63	73	81	154	60	70	81	151	3	3	0	3
一関5区	94	88	112	200	99	93	120	213	▲5	▲5	▲8	▲13
一関6区	259	293	328	621	263	309	347	656	▲4	▲16	▲19	▲35
一関7区	89	105	116	221	94	112	121	233	▲5	▲7	▲5	▲12
一関8区	154	141	173	314	157	152	174	326	▲3	▲11	▲1	▲12
一関9区	146	133	132	265	136	129	136	265	10	4	▲4	0
銀座	32	29	32	61	34	33	39	72	▲2	▲4	▲7	▲11
大町	31	33	30	63	30	41	31	72	1	▲8	▲1	▲9
一関12区	69	64	86	150	67	63	78	141	2	1	8	9
一関13区	60	63	77	140	64	64	79	143	▲4	▲1	▲2	▲3
一関14区	114	107	116	223	107	106	118	224	7	1	▲2	▲1
一関15区	136	143	140	283	132	137	140	277	4	6	0	6
一関17区	535	568	630	1,198	509	558	618	1,176	26	10	12	22
一関18区	100	98	109	207	103	101	113	214	▲3	▲3	▲4	▲7
一関19区	10	9	7	16	10	9	7	16	0	0	0	0
一関20区	672	725	681	1,406	637	702	702	1,404	35	23	▲21	2
高崎	122	124	159	283	115	121	155	276	7	3	4	7
釣親	109	92	105	197	115	95	112	207	▲6	▲3	▲7	▲10
台東	264	276	300	576	274	287	337	624	▲10	▲11	▲37	▲48
一関16東区	274	328	381	709	266	310	361	671	8	18	20	38
一関16中区	294	348	376	724	297	369	362	731	▲3	▲21	14	▲7
一関16西区	274	280	312	592	262	270	310	580	12	10	2	12
合計	4,154	4,372	4,753	9,125	4,099	4,400	4,835	9,235	55	▲28	▲82	▲110

② 三関地区

行政区	平成27年3月末				平成24年3月末				増 減			
	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計
三関1区	388	472	572	1,044	359	457	560	1,017	29	15	12	27
三関2区	328	393	382	775	313	371	372	743	15	22	10	32
三関3区	378	436	480	916	381	447	483	930	▲3	▲11	▲3	▲14
三関4区	176	225	238	463	174	229	229	458	2	▲4	9	5
合計	1,270	1,526	1,672	3,198	1,227	1,504	1,644	3,148	43	22	28	50

③ 全 体

行政区	平成27年3月末				平成24年3月末				増 減			
	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計
一 関	4,154	4,372	4,753	9,125	4,099	4,400	4,835	9,235	55	▲28	▲82	▲110
関 が 丘	997	985	1,193	2,178	1,025	1,082	1,247	2,329	▲28	▲97	▲54	▲151
三 関	1,270	1,526	1,672	3,198	1,227	1,504	1,644	3,148	43	22	28	50
合計	6,421	6,883	7,618	14,501	6,351	6,986	7,726	14,712	70	▲103	▲108	▲211

(住民基本台帳による)

(イ) 世代別人口

① 一関地区

行政区	世帯数	人口合計	55歳以上 合計	準限界率	65歳以上 合計	限界率 (高齢化率)	14歳以下 合計	少子率	若年世代 (20～44歳)	
一関1区	62	140	76	54.29%	55	39.29%	13	9.30%	32	22.86%
一関2区	86	171	80	46.78%	57	33.33%	18	10.50%	44	25.73%
一関3区	105	211	73	34.60%	37	17.54%	31	14.70%	45	21.33%
一関4区	63	154	74	48.05%	45	29.22%	20	13.00%	39	25.32%
一関5区	94	200	120	60.00%	81	40.50%	16	8.00%	34	17.00%
一関6区	259	621	268	43.16%	188	30.27%	79	12.70%	136	21.90%
一関7区	89	221	126	57.01%	90	40.72%	12	5.40%	46	20.81%
一関8区	154	314	169	53.82%	120	38.22%	33	10.50%	59	18.79%
一関9区	146	265	113	42.64%	81	30.57%	21	7.90%	86	32.45%
銀座	32	61	43	70.49%	35	57.38%	4	6.60%	10	16.39%
大町	31	63	38	60.32%	17	26.98%	5	7.90%	11	17.46%
一関12区	69	150	87	58.00%	69	46.00%	13	8.70%	28	18.67%
一関13区	60	140	67	47.86%	48	34.29%	17	12.10%	28	20.00%
一関14区	114	223	98	43.95%	64	28.70%	25	11.20%	61	27.35%
一関15区	136	283	156	55.12%	104	36.75%	23	8.10%	60	21.20%
一関17区	535	1,198	482	40.23%	326	27.21%	166	13.90%	379	31.64%
一関18区	100	207	78	37.68%	51	24.64%	34	16.40%	55	26.57%
一関19区	10	16	8	50.00%	7	43.75%	3	18.80%	4	25.00%
一関20区	672	1,406	662	47.08%	459	32.65%	144	10.20%	390	27.74%
高崎	122	283	142	50.18%	104	36.75%	26	9.20%	57	20.14%
釣親	109	197	107	54.31%	82	41.62%	15	7.60%	43	21.83%
台東	264	576	232	40.28%	164	28.47%	82	14.20%	170	29.51%
一関16東区	274	709	222	31.31%	137	19.32%	127	17.90%	230	32.44%
一関16中区	294	724	233	32.18%	138	19.06%	128	17.70%	253	34.94%
一関16西区	274	592	235	39.70%	148	25.00%	90	15.20%	180	30.41%
合計	4,154	9,125	3,989	43.72%	2,707	29.67%	1,145	12.50%	2,480	27.18%

② 三関地区

行政区	世帯数	人口合計	55歳以上 合計	準限界率	65歳以上 合計	限界率 (高齢化率)	14歳以下 合計	少子率	若年世代 (20～44歳)	
三関1区	388	1,044	289	27.68%	155	14.85%	202	19.35%	314	30.08%
三関2区	328	775	286	36.90%	174	22.45%	110	14.19%	254	32.77%
三関3区	378	916	252	27.51%	156	17.03%	178	19.43%	313	34.17%
三関4区	176	463	195	42.12%	109	23.54%	69	14.90%	126	27.21%
合計	1,270	3,198	1,022	31.96%	594	18.57%	559	17.48%	1,007	31.49%

③ 全 体

行政区	世帯数	人口合計	55歳以上 合計	準限界率	65歳以上 合計	限界率 (高齢化率)	14歳以下 合計	少子率	若年世代 (20～44歳)	
一関	4,154	9,125	3,989	43.72%	2,707	29.67%	1,145	12.50%	2,480	27.18%
関が丘	997	2,178	1,021	46.88%	755	34.66%	225	10.33%	519	23.83%
三関	1,270	3,198	1,022	31.96%	594	18.57%	559	17.48%	1,007	31.49%
合計	6,421	14,501	6,032	41.60%	4,056	27.97%	1,929	13.30%	4,006	27.63%

(住民基本台帳による)

(2) 「一関地区まちづくり推進協議会」設立までの経緯

時 期	会 議 の 名 称	議 題	左の協議結果（要点）
27.01.15	関係役員会	区長会等役員で準備会発足を確認	
27.02.05	区長会三役	準備会の骨格等要点を協議	・今後議題検討会として開催
27.02.13	第1回準備会	設立準備会発足を正式決定 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会・福祉活動推進協議会 ・一関三関地区安全安心まちづくり協議会の3団体で組織する設立準備会発足を承認、会長に齋藤区長会長選任 ・名称を「一関地区まちづくり推進協議会」とする設立準備会規約を了承議決 ・対象地域(三関地区4行政区を含む35区、6,400世帯14,600人) ・年内結成を目標とする今後のスケジュールを確認
27.03.02	議題検討会	第2回設立準備会要点について協議	
27.03.09	第2回準備会	地域内各団体の現状、規約要点の協議 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体との折衝方法について ・規約のポイント内容の協議
27.04.04	議題検討会	第3回設立準備会要点について協議	
27.04.14	第3回準備会	規約案文の検討、専門部設置、地域懇談会、企業に対するアプローチ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・規約と施行細則を制定する ・4専門部の設置案に同意 ・地域懇談会は4地域先行開催
27.05.08	議題検討会	第4回設立準備会要点について協議	
27.05.22	第4回準備会	事業基本計画、予算（会費の有無）、地域内周知方法（会報作成、戸別配布か回覧か） その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画案7項目を了承 ・規約上は会費有りとし実施は未定 ・会報発行は市民センターが協力し作成、第1号は7/1付で発行し全世帯へ配布（用紙は市で配慮） ・地域懇談会は6月15日迄に4回開催、全世帯にチラシで周知
27.06.05	地域懇談会	東地域・サンアビリティ（一般18人参加）	役員・助言者は15人参加
27.06.09	〃	南地域・市民センター（一般31人参加）	役員・助言者は11人参加
27.06.11	〃	西地域・市民センター（一般8人参加）	役員・助言者は15人参加
27.06.15	〃	北地域・関が丘コミセン（一般23人参加）	役員・助言者は10人参加

時 期	会 議 の 名 称	議 題	左の協議結果（要点）
27.06.24	地 域 懇 談 会 総 括 検 討 会	各会場における要望事項については 運営段階で極力具現化・善処する方 向で検討	<ul style="list-style-type: none"> ・現職区長の負担軽減が必要 ・若手や女性の積極的参加を図る ・行政による万全の事後指導実施 ・運営費の地域負担軽減を要望 ・その他
27.06.24	議 題 検 討 会	第 5 回設立準備会要点について協議	
27.07.07	第 5 回準備会	設立総会への提案議題（規約・施行 細則・事業計画・予算・役員選出・ その他）の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・設立総会日程等は提案了承、 ・任期や会計年度の18か月案は 初年度の特例として了承 ・理事選出案は、地域事情を考 慮して提案どおり了承（細則 による） ・専務理事、常任理事会設置案 も提案どおり了承 ・ひとまち応援金は14万円とな り、収支総額を21万円とする ・協賛団体の選択とアプローチは 早急に取り運ぶ（10団体程度） ・会報第 2 号は8/1付で 7 月中 発行、配布方法は前回どおり
27.08.27	議 題 検 討 会	第 6 回設立準備会要点について協議	
27.09.07	第 6 回準備会	設立総会提案議題の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・規約、施行細則、事業計画、 収支予算案について確認 ・役員選出方法について提案ど おり了承 ・まちづくり推進員は、構成団 体（民区）の事情に考慮して 選任 ・総会進行について
27.09.28	一関地区まち づくり推進協 議会設立総会	一関地区まちづくり推進協議会規約 (案)の制定について 他 4 件	全議案議決。同日付「一関地区 まちづくり推進協議会」設立

(3) 一関地区まちづくり推進協議会規約

一関地区まちづくり推進協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「一関地区まちづくり推進協議会」(以下「本会」という)と称し、事務所を一関市民センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民が協力して、行政や各種団体と連携を図りながら、地域課題の解決に努め、もって明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の自主的かつ主体的な参画による、まちづくり計画の策定と推進に関すること。
- (2) 地域における、保健・福祉・環境衛生の改善向上に関すること。
- (3) 教育・文化の向上と、生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- (4) 防犯・防災・交通安全活動による、安全で安心なまちづくりに関すること。
- (5) 行政機関及び地区内の各種団体との連携・調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に、必要と認められること。

(構成員)

第4条 本会の構成員は、一関地区に居住する住民・各種団体及び趣旨に賛同する事業所・法人とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 理事 25 人以内
- (4) 監事 2 人

2、本会に専務理事を置くことができる。専務理事は理事会に諮って会長が委嘱する。

3、本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会に諮って、会長が委嘱する。

(役員を選出)

第6条 第5条1項に規定する役員は、次により選出する。

- 1、理事および監事は、総会において選出する。
- 2、会長および副会長は、理事の互選による。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、役員に欠員を生じた場合における補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会を除く会議の議長となる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 理事は、理事会を構成し、会務の運営を協議しその執行に当たる。
 - (4) 監事は、本会の業務ならびに会計を監査する。
- 2、専務理事は、理事会等に出席して意見を述べることができる。また、第9条の事務局を所掌する。
 - 3、顧問は、必要に応じて理事会に出席し、指導・助言を行うことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局業務を円滑かつ迅速に行うため、事務局を設置し、事務局長及び職員を置く。

- 2、前項の職員は、会長が理事会に諮り任命する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎会計年度終了後2か月以内に会長が招集し開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2、総会は、次の案件を審議する。
 - (1) 規約の制定および改廃に関する事。
 - (2) 役員選出に関する事。
 - (3) まちづくり計画の策定に関する事。

(4) 事業計画及び収支予算に関すること。

(5) 事業報告及び収支決算に関すること。

(6) その他重要事項に関すること。

3、総会は代議員制として、構成する団体等から、会議その他の方法で選出された代表をもって構成する。

4、総会の議長は、総会参加者の互選とする。

5、総会は、委任出席も含めた過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会)

第12条 理事会は、第5条1項に定める役員により構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、他の役員を出席させることができる。

2、理事会は、会長が招集する。

3、理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会から付託された事項

(3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) その他、特に必要と認められる事項

4、理事会の議事は、出席者の過半数の議決で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(専門部)

第13条 本会の活動を円滑かつ効果的に行うために、必要に応じ専門部又は各種委員会等を設置することができる。

2、専門部等の詳細については、理事会において別に定める。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費及び補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(情報の開示)

第16条 本会は、総会の決定事項等各種情報について、常時開示することに努めなければならない。

(その他)

第17条 本会の運営について、この規約に定めのない事項については、別に定める施行細則によるほか、会長が理事会に諮りこれを定める。

附 則 1、(経過措置) この規約は、平成27年9月28日から施行する。ただし、第7条1項及び第15条の規定にかかわらず、設立初年度の役員の任期及び会計年度は、平成27年9月28日から平成29年3月31日までとする。

一関地区まちづくり計画

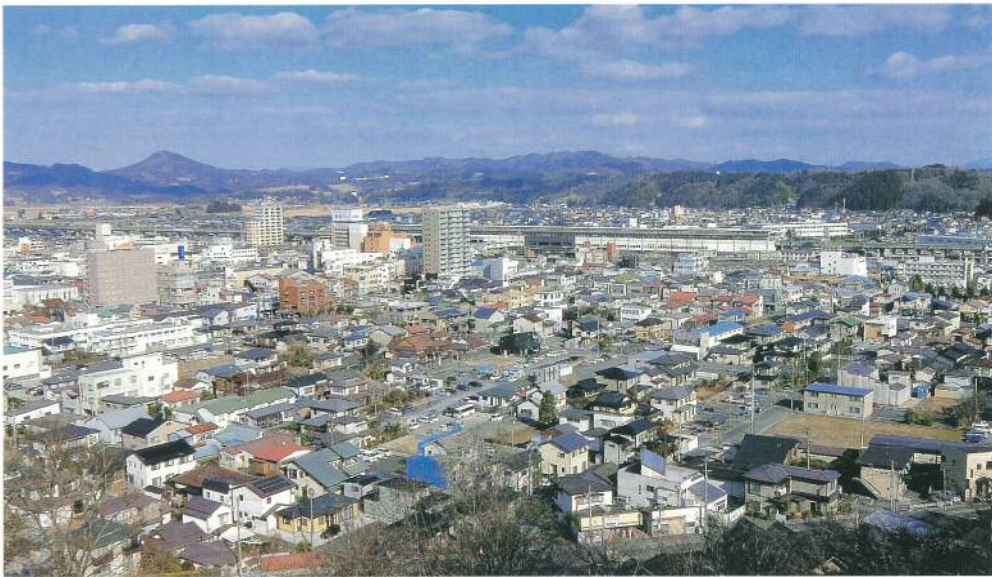
平成29年3月31日発行

編集 一関地区まちづくり推進協議会

発行 一関地区まちづくり推進協議会

印刷 株式会社 一関プリント社





写真中央：釣山から見た風景（2017年2月28日撮影）

写真上・下：磐井町の磐井川新堤防の桜（2016年4月16日撮影）

撮影者 伊藤 一好